

# 受動喫煙防止の取り組みについて

## 列車及び駅での受動喫煙防止の取り組みについて

JR四国では健康増進法の趣旨に則り、受動喫煙防止に取り組んでいます。また、お客様のご利用状況やご意見などを参考に、喫煙可能な場所を指定しています。

今後も世の中の動向などを踏まえて対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



### ● 列車での取り組み

**全列車禁煙としています。**

※平成 23 年 3 月 12 日より車両完全無煙化  
(寝台列車除く)

### ● 駅での取り組み

**全駅喫煙場所以外禁煙としています。**

※平成 16 年 6 月 1 日より換気、集煙、個室化などの分煙設備がある場合を除き、コンコースを含む全駅舎内で完全禁煙実施。

### ● 「電気加熱式タバコ」「電子タバコ」のご利用について

周囲のお客様の快適性を損なう恐れがあること、またまわりのお客様に誤解を招き、禁煙エリア内での喫煙誘発によるマナー低下やお客様間のトラブルにつながる可能性があるため、「タバコ」に準じた取扱いとし、列車や駅の禁煙エリアではご遠慮ください。